

## 安全保障理事会議長声明

「テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年9月27日に開催された、安全保障理事会の第6390回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持についての安保理の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムが、国際の平和および安全、人権の享有、全加盟国の社会的且つ経済的發展に重大な脅威を与えまた世界的な安定と繁栄を損ない続けていること、この脅威が、世界の様々な地域に、増加して、不寛容または過激主義により動機付けられたものを含む、テロ行為がより拡散してきたことに懸念をもって留意し、またこの脅威と戦う安保理の決意を表明する。

安全保障理事会は、あらゆる形態および表示されたテロリズムを非難し、如何なるテロ行為も犯罪であり、その動機、何時また誰により行われたかに関係なく正当化できないことを再確認し、またテロリズムは、何らかの宗教的、国民的または民族的集団と関連づけることはできずまたすべきではないことを再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムとの戦いにおける重要な成果を認識し、大きな相違がこの災いの種に対する包括的戦いにおいて残っていることを確認し、全加盟国および国連システムがこれらに対処することを促し、またテロ対策が国際的議題の優先事項のままであることを確実にする必要性を強調する。

安全保障理事会は、テロリズムに関する全ての安保理決議および議長声明、とりわけ決議1373(2001)と1624(2005)並びに他の適用可能な国際的なテロ対策文書の重要性を再確認し、その完全な履行の必要性を強調し、またこれに関連した協力を高めることを求める。

安全保障理事会は、全加盟国に、緊急事態として、その問題に関する地域的条約の当事国であるか否かにかかわらず、関連する国際条約および議定書の当事国となることおよび当事国で条約の下の義務を完全に実施することを求める安保理の呼びかけを更新し、これに関連して、UNODCのテロ防止局が提供する技術的支援を賞賛する。

安全保障理事会は、テロリズムは、軍事力、法執行手段および情報活動のみによって打ち破られないことを認識し、また、予防を成功させるためのおよび長引く紛争の平和的解決のための取組を強化する必要性を含むが、それに限定されない、テロリズムの拡散に資する条件に対処する必要性および法の支配、人権と基本的自由の保護、良い統治、不寛容並びにテロリストの勧誘と暴力に導く過激主義の影響を受けやすい者に対する実行可能な代替案を申し出るための包括的なものを促進する必要性を強調する。

安全保障理事会は、これに関連して、開発、平和と安全および人権は連結しまた相互に効果を高めていることを認識し、貧困を根絶しまた持続した経済成長、持続可能な開発および全てにとっての世界的繁栄を促進するための国際的な取組を強調する。

安全保障理事会は、異なる宗教や文化を無差別に標的とすることを防止するための取組において、文明間の対話と幅広い理解を高めるための継続的な国際的取組は、分裂や過激主義をあおる勢力に対抗する助けとなることができ、また、テロリズムに対する国際的な戦いを強化することに寄与することを強調し、また、この点において、文明同盟の積極的役割と他の同様のイニシアティブに感謝する。

安保理は、テロリズムの犠牲者およびその家族との安保理の強い結束を再確認し、テロリズムの犠牲者を支援しまた犠牲者およびその家族に犠牲者の死と深い悲しみに打ち勝つための支援を提供する重要性を強調し、暴力および過激主義思想に対して勇敢に発言することを含む、テロリズムに対抗する犠牲者および遺族ネットワークが果たす重要な役割を認識し、またこれに関連して、この分野におけるテロ対策履行タスクフォース（CTITF）を含む加盟国および国連システムの取組と活動を歓迎し且つ奨励する。

安全保障理事会は、とりわけ、テロリストの攻撃を予防し且つ抑制するための二国間や多数国間の取極や協定を通して、加盟国の協力と結束を高めるという加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、また加盟国に対し、とりわけ地域的および準地域的手続と調整並びに運用レベルにおける協力を通じた、地域的および準地域的レベルでの協力を強化することを奨励する。

安保理は、加盟国が、国際法、とりわけ国際人権法、難民法および人権法、の下での全ての義務に一致してテロリズムと戦うために取るあらゆる措置を確実にしなければならないことを再確認し、効果的なテロリズム対策措置および人権、基本的自由の尊重並びに法の支配は、補完的且つ相互に効果を高めていることおよびテロリズム対策取組を成功させるための不可欠な一部であることを強調し、また、テロリズムと効果的に戦うために法の支配に対する尊重の重要性に留意する。

安全保障理事会は、テロリストに対し提供される安全な避難所が無視できない懸念となり続けていることを強調し、また全加盟国が、安全な避難所を見つけ出し拒否するため、また、テロ行為の資金提供、計画、準備または指図で関係することを支援、促進、参加または試みるかまたは避難所を提供する如何なる者でも、引渡または起訴の原則に基づき、訴追するために、テロリズムに対する戦いに十分に協力しなければならないことを想起する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、引渡および相互法律援助に関する司法刑事協力の規定、とりわけ手早く行うこと、簡単に行うことまたテロが関係した事件と国際法、とりわけ国際人権法、難民法および人道法に一致した、引渡および相互司法協力の分野における国際的および地域的模範例の実施における引渡および相互司法協力の要請に優先権を与えること、のある効果的且つ法の支配に基づいた国内刑事制度を開発しまた維持することを奨励する。

安全保障理事会は、国際法に一致して、難民の地位が、テロ行為の実行者、組織者または助長者により濫用されないことを確実にする各国の義務について、加盟国の注意を喚起する。

安全保障理事会は、特に、効果的な国境管理により、テロリストグループの移動を防止する各国の義務について、加盟国の注意を喚起し、また、この文脈において、加盟国に対し、情報を迅速に交換すること、テロリストおよびテロリストグループの領域へのおよび領域からの移動、テロリストへの武器の供給並びにテロリストを支援する資金提供を防止する権限ある当局間の協力を改善することを求める。

安全保障理事会は、国際法に一致してテロリストグループの構成員の勧誘を抑制することおよびテロリストへの武器の供給を除去することを含む、テロ行為に関与または協力している団体や個人に、積極的若しくは消極的な、あらゆる形態の支援を提供することを控える加盟国の義務をくり返し表明する。

安全保障理事会は、核兵器、化学兵器または生物兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所有、運搬、移転若しくは使用を試みる非国家関係者にあらゆる形態の支援を提供することを控えるような決議 1540 (2004) に従った加盟国の義務を、またくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロ行為への資金提供を予防し且つ抑制し、またその国民による若しくはその領域内で、テロ行為を実行するために資金が使われる意図でまたは資金が使われるという理解での、資金の意図的な準備または収集を、それが如何なる方法、直接的または間接的、であれ、有罪とする加盟国の義務をくり返し表明する。

安全保障理事会は、資金を調達する目的または政治的な譲歩を得る目的で、具体的な政治的背景で世界のある地区で、誘拐および人質を取る事件が増加していることに懸念を表明する。

安全保障理事会は、テロ行為の扇動について最も強い文言での安保理の非難および更なるテロ行為を扇動するテロ行為を正当化するまたは賛美する試みに対する安保理の拒否をくり返し表明し、また、テロリストがテロ行為に対する支援を扇動する技術、情報および資源を開発するのを妨げるために、加盟国が協力的に行動する重要性を認識する。

安全保障理事会は、制裁をテロ対策の重要な手段と考え、制裁リストに個人および団体を載せるためにおよびそれを削除するために並びに人道的免除を得るために公正且つ明解な手続が存在することを確実にすることを約束したままにし、また、この文脈で、行政監察官の任命およびアル・カーイダとタリバーン制裁体制における他の手続的改善を含む、決議 1822 (2008) および 1904 (2009) の採択を想起する。

安全保障理事会は、テロリズムと越境組織犯罪、不法薬物、資金洗浄、違法武器取引との間の、多くの事例における、増加しつつある関係に関して安保理の懸念をくり返し表明し、またこの重大な課題および国際の平和と安全に対する脅威への世界的な対応を強化するため国家レベル、準地域的レベル、地域的レベルおよび国際的レベルでの取組の調整を高める必要性を強調し、またこれに関連して、他の関連する国連組織と協力してその活動を継続することを、UNODC に対し奨励する。

安全保障理事会は、テロリズムの脅威およびそれらに一層効果的に取り組むことについての認識を増やすための地区の共同体、私的部門、市民社会およびメディアの支援の重要性を認識する。

安全保障理事会は、国連組織および補助機関が加盟国に対し提供してきた技術的およびその他のテロ対策関連能力構築支援を確認し、また幾つかの加盟国が、安保理のテロ対策および関連諸決議を履行する能力に欠けていることを認識し、テロリストグループおよび他の犯罪組織がそのような能力の欠如を利用しようとしていることに懸念をもって留意する。

安全保障理事会は、これに関連して、安保理決議の効果的な履行のための加盟国の能力を増大させることを目的とした能力構築および技術的支援の重要性を強調し、テロ対策委員会事務局(CTED)に対し、加盟国の要請で、とりわけ CTITF 内での密接な協力で、技術的支援を評価し且つ促進するため加盟国と、並びに、全ての二国間および多数国間技術支援提供者と、作業し続けることを奨励し、また各加盟国および地域のテロ対策の必要性に対処することを目的とした CTED の焦点を絞ったまた地域的な対処方法を歓迎する。

安全保障理事会は決議 1267 (1999)、1373 (2001) および 1540 (2004) に従って設立されたテロ対策の職務権限を有する委員会および各々の専門家グループ間の現行の協力を高める必要性をくり返し表明し、効果的な協力のために全加盟国との委員会の現行の相互作用と対話の重要性に留意し、委員会に対し、透明な対処方法を進め続けることを奨励し、また、事務総長に対し可及的速やかに共同設置するグループのための必要な準備を講じることを要請した決議 1904 (2009) を想起する。

安全保障理事会は、2006 年 9 月 8 日の国際連合グローバルテロ対策戦略 (A/60/288) の総会による採択および国際連合システムにおけるテロ対策に対する取組の全体的な調整および一貫性を確保するための、総会決議 64/235 に従った、CTITF の制度化および CTITF の作業における関連安全保障理事会補助機関および安保理作業グループの、各職務権限内の、完全な参加に対する安保理の強い支持をくり返し表明し、また総会による決議 64/297 の採択を歓迎する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、国際的テロリズムに関する包括的条約案の交渉を終えるためあらゆる努力をすることを奨励する。